

## 伝達事項（介護保険課）

### I 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に係る留意事項について

福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の取り扱いについて、問い合わせが多い項目を中心に、当市の見解を周知します。

別紙「福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に係る留意事項について」を確認の上、適正なサービス提供に努めていただきますようお願いいたします。

### II 生活援助中心型訪問介護の訪問回数が多いケアプランの届出について

指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号）第18条第2号に基づき、居宅サービス計画に厚生労働大臣が定める回数以上の訪問介護を位置付ける場合には、当該居宅サービス計画を市町村に届け出なければならないと定められています。本件について次の通り再周知します。

なお、令和3年度報酬改定を踏まえ、一部運用を変更しています。

#### <届出対象>

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年厚生省告示第19号）別表 指定居宅サービス介護給付費単位数表の1 訪問介護費の注3に規定する生活援助が中心である指定訪問介護を、下表の回数以上位置づけた居宅サービス計画を作成又は変更（軽微な変更を除く。）する場合に、その必要性を居宅サービス計画に記載するとともに、当該計画を市に届け出る。

要介護区分	回数
要介護1	1月につき27回
要介護2	1月につき34回
要介護3	1月につき43回
要介護4	1月につき38回
要介護5	1月につき31回

#### <提出書類>

1. アセスメントシートの写し（フェースシート等も含む）
2. 居宅介護サービス計画書の写し（第1表～第7表）  
※第5表 居宅介護支援経過記録は計画の作成（変更）月の3カ月前から届出する日までの記録  
※第6表 サービス利用票、第7表 サービス利用票別表は、計画の作成月以降、最初に所定の回数以上となる月のもの
3. 生活援助中心の訪問介護回数が多いケアプラン届出書
4. 訪問介護 週間計画表  
※「3.」、「4.」は市HP（ページ番号：20970552）に様式あり

<届出期限>

居宅サービス計画を作成又は変更した月の翌月の末日まで

※届出以降に居宅サービス計画の作成又は変更があり、引き続き所定の回数以上の訪問介護を位置付けた場合でも、1年以内であれば再度の届出は不要です。

なお、この取り扱いは現時点のものであり、今後変更になる可能性があります。

<留意事項>

居宅サービス計画の作成又は変更にあたっては、「〇〇回以上の生活援助を位置付けることはできない・禁止されている」などの説明を利用者に対して行わないこと。当該制度の趣旨は利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的とするものであり、生活援助中心型サービスが一定回数以上となったことをもってサービスの利用制限を行うものではない。

<Q&A>

Q 1 身体介護に引き続き生活援助を提供する場合も、回数に含めるのか

A 1 含めない。届出対象は、生活援助中心型サービス（所要時間 20 分以上 45 分未満、45 分以上のサービス）の合計が所定の回数以上の居宅サービス計画である。

Q 2 居宅サービス計画の期間中、月の日数の多寡等により生活援助中心型サービスが所定の回数を下回る月と所定の回数以上になる月がある場合、届出の対象となるか

A 2 届出の対象となる。この場合、生活援助中心型サービスを所定の回数以上位置づけたサービス利用票を作成した月の翌月末までに、届出を行うこととなる。

<訪問介護の区分について>

本来であれば身体介護として位置付けるべきサービス内容について、生活援助として位置付けている計画が見受けられる。訪問介護の区分については平成 12 年 3 月 17 日老計第 10 号通知「訪問介護におけるサービス行為ごとの区分等について」等に例示されており、当該通知等を参照し、サービス提供内容に基づく適切な区分を判断すること。なお、この区分について、区分支給限度額を超過する等の理由をもって本来であれば身体介護であるサービス内容について生活援助として位置付けることは一切認めない。介護給付費の返還を求める場合もあるため留意すること。

**参 考** 訪問介護の区分（平成 12 年 3 月 8 日老企第 40 号通知「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」より）

身体介護中心型の所定単位数が算定される場合

- ・専ら身体介護を行う場合
- ・主として「身体介護」や「身の回り介護」を行うとともに、これに関連して若干の生活援助を行う場合

生活援助中心型の所定単位数が算定される場合

- ・専ら生活援助を行う場合
- ・生活援助に伴い若干の「動作介護」を行う場合

### Ⅲ ケアプラン点検結果について

西宮市では介護給付適正化事業として、ケアプランの点検を行っています。ケアプランの点検において指摘した主な事項を報告しますので、ケアプランの作成を行う際の参考としてください。

#### <主な指摘事項>

- アセスメント内容が不十分
  - …利用者基本情報の記載が少ないことが多いが、当該項目は利用者のこれまでの生活歴や価値観の把握に有効であり、ニーズの把握をする上で重要な要素である。
- 生活援助算定の記載が不十分
  - …生活援助中心型の訪問介護を位置付ける場合には、居宅サービス計画に生活援助中心型の算定理由その他やむを得ない事情の内容について記載するとともに、生活全般の解決すべき課題に対応して、その解決に必要であって最適なサービスの内容とその方針を明確に記載する必要がある。
- 長期目標と短期目標の期間が同じ（居宅介護サービス計画書第2表）
  - …短期目標は長期目標を達成するための段階的な目標、期間を設定するものである。
- 週間サービス計画表の記載が不十分（居宅介護サービス計画書第3表）
  - …主な日常生活上の活動についても記載すること。利用者の人物像を再認識することができ、趣味などを把握して優先させたりすることで、サービスの円滑な提供・利用に資する項目である。
- 支援経過記録の書き方について
  - …全体的に主語が抜け、誰が何をしたかがわかりにくい記録が見受けられる。活動したことを明確にするためにも、5W1Hを意識すること。
- モニタリング結果の記録内容の不足
  - …「お変わりない」など、一言だけの記録がたびたび見受けられる。利用者の状態や提供サービスについての評価、今後の支援の方向性など、結果内容をしっかり記録すること。また、モニタリングの結果の記録について、居宅支援経過記録等に記録する場合は、当該モニタリングとその他の記録が混在しないように明確に区分して記録すること。
  - なお、モニタリング結果として記録すべき事項は以下の通り。
    - ・訪問日時、訪問場所、訪問者
    - ・面接の相手
    - ・居宅サービス計画の実施状況（利用者の解決すべき課題や設定した目標に即した適切なサービス提供が実施されているか等）
    - ・利用者についての継続的なアセスメント（利用者の有する日常生活上の能力や利用者の解決すべき課題に変化がないか等）
- 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにおけるモニタリングについて
  - …介護予防支援・介護予防ケアマネジメントにおいて、モニタリングは、少なくとも3月に1回は利用者の居宅を訪問し面接することとしており、利用者の居宅を訪

問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所リハビリテーション事業所等を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施することとしている。ただし、利用者の居宅を訪問しない月において、事業者から間接的に利用者の状況を聞き取りすることはモニタリングに含まない。

○レスパイトとショートステイ

…家族のレスパイト的な意味で短期入所を位置付けるのみをもって短期入所を位置付けるのではなく、短期入所を利用することで利用者本人の身体状況や精神状況を向上できるような計画にできるほうがよい。どのように過ごすのかサービス提供事業者と話し合い、サービス内容に記載していく必要がある。短期入所は自立支援に向けてのサービスの一つであることに留意すること。

○ケアプランの意義

…短期目標は具体的かつ後日評価できる内容を意識すること。大きな目標のゴールに向けて、中間地点となるような目標をチームで共有し、その一つ一つをクリアしていくようなイメージである。例えば、「安全」という言葉一つをとっても、利用者本人にとっての安全とはどういうものであるかを考えること。

ケアプランは「残された能力」があることに着目してそれを最大限に発揮できる方法を具体化することを求めている。利用者にとって何が必要であるかという前に、利用者自身が何をどうしたいと考えているか、その「思い」を引き出すことが大切である。

以 上

【お問合せ先】

西宮市介護保険課

給付適正化チーム

TEL：0798-35-3048

別紙

（事務連絡）

令和 3年 3月 日

指定（介護予防）福祉用具貸与事業者  
指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者  
指定（介護予防）短期入所生活介護事業者  
指定（介護予防）短期入所療養介護事業者  
指定居宅介護（介護予防）支援事業者 各位

西宮市介護保険課長  
西宮市法人指導課長

#### 福祉用具貸与及び特定福祉用具販売に係る留意事項について

平素は、本市介護保険事業にご理解ご協力いただき、厚くお礼申し上げます。

標記の件につきまして、各事業者様から問い合わせの多い質問を次のとおりまとめましたので、事業実施の参考にしていただきますようお願いいたします。これらの取扱いは予防給付についても同様です。

なお、これらの内容は、今後算定基準等の改定により取り扱いが変更となる可能性がありますのでご注意ください。

#### 記

##### （1）福祉用具貸与及び特定福祉用具販売の対象基準について

公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システムにおいて、区分欄に「貸与」マークが付いているもの及び「購入」マークが付いているものは、本市の福祉用具貸与及び特定福祉用具購入の対象基準と相違しません。各事業者様におかれましては、介護保険の対象になるか疑義がある場合には、当該システムを参考にしていただきますようお願いいたします。

##### <福祉用具貸与の「認知症老人徘徊感知器」の取扱いについて>

福祉用具貸与の種目及び特定福祉用具販売の種目に該当しない機能が含まれる場合は、当該用具を保険給付の対象外としているところですが、認知症徘徊感知器のうち外部との通信機能を有するものについては、本体部分と通信機能部分が区分できる場合に限り、本体部分を保険給付の対象としています。これは、厚生労働大臣が定める特定福祉用具販売に係る特定福祉用具の種目及び厚生労働大臣が定める特定介護予防福祉用具販売に係る特定介護予防福祉用具の種目（平成11年3月31日厚生省告示第94号）に掲げられていない機能について、保険給付を行わないための取扱いです。よっ

て、機能的な区分のみならず、物理的な区分もできなければ、保険給付の対象とはなりません。GPS端末が位置情報をメールやアプリで送信する製品は、物理的な区分ができない商品も多く見受けられ、福祉用具貸与の対象とならない可能性がありますので、公益財団法人テクノエイド協会の福祉用具情報システムで「貸与」マークの有無を確認してください。

<当該取り扱いに伴う見直しに係る経過措置について>

この取り扱いに相違する福祉用具の貸与がある場合は、原則としてただちに貸与を見直ししていただく必要があります。しかしながら、使い慣れた福祉用具を急に変更することにより、利用者の日常生活に支障が生じることが予見される場合等においては、相当の経過期間を設けて見直すことも可能とします。具体的には、概ね1年程度の期間のうちに見直ししてください。

(2) 特定福祉用具販売の「浴槽内椅子」の取扱いについて

特定福祉用具販売の「浴槽内椅子」は、浴槽内での立ち上がりを容易にすることを目的とした福祉用具です。よって、浴槽に入るための踏み台としての用途を目的とした購入は認められません。

なお、平成26年度第1回介護保険福祉用具・住宅改修評価検討会において、入浴用踏み台の検討がなされたところ、またぐ動作のリスクが高いこと、一般的に普及していることから給付対象にはしないと結論付けられました。またぎ動作に困難がある場合は、入浴台（バスボード）や浴槽用手すりの利用をご検討ください。

(3) 福祉用具貸与の「特殊寝台付属品」の取扱いについて

特殊寝台付属品の貸与は、特殊寝台を利用していることが前提となります。通常の寝台に対しては貸与できませんのでご注意ください。また、車椅子付属品についても同様です。

(4) 居宅介護福祉用具購入費の対象となる範囲について

居宅介護福祉用具購入費の対象となる範囲は、介護保険法第44条第3項において「現に当該特定福祉用具の購入に要した費用の100分の90に相当する額」と定められています。よって、付帯する設置費や工事費などは含まれませんのでご注意ください。

(5) 短期入所生活（療養）介護と福祉用具貸与との相互関係について

ア 基本的な考え方

短期入所生活（療養）介護（以下「短期入所」という。）を利用している間の福祉用具貸与に係る費用については、短期入所の報酬の中に包括的に含まれています。算定基準において、短期入所と福祉用具貸与との間に特段の算定制限がないのは、短期入所の短い期間に居宅から福祉用具を搬出入することが著しく不合理であるためです。

イ 指定（介護予防）福祉用具事業者から貸与された福祉用具（以下「指定福祉用具」という。）を短期入所先で利用することについて

上記アの考え方により、指定福祉用具を短期入所先で利用することは原則できません。ただし、使い慣れた指定福祉用具を利用したいなど利用者の希望がある場合には、次の要件を満たすことにより、短期入所先でも指定福祉用具を利用することを可能とします。

ただし、これは実質的な施設入所である、連続して30日を超えての利用又は利用が想定される場合（以下「ロングショート」という。）には適用されません。このような場合には、短期入所事業者において福祉用具を用意する必要があります。

- ・ 当該指定福祉用具を利用者が居宅において使用していること。
- ・ 当該指定福祉用具の短期入所中の使用を利用者が希望していること。
- ・ 短期入所の期間が連続して30日を超えないこと（自費の場合も含む）。
- ・ 当該指定福祉用具の使用が、利用者の短期入所での生活上必要不可欠であること。

ウ ロングショート中に、「30日リセット」を行った場合について

30日リセットは施設入所と変わらない利用を防止するためのものであるため、30日リセットのために暦日で1日以上元の自宅に戻る場合、居宅は元の自宅であると考えられます。よって、1日だけの利用であっても、元の自宅で福祉用具貸与を利用することができます。ただし、利用者の状態像や自宅の生活環境にあった福祉用具を位置付けるよう、適切にアセスメント等を実施し、居宅サービス計画等に位置付けてください。

以 上

**【お問合せ先】**

西宮市介護保険課

給付適正化チーム

TEL : 0798-35-3048